最終更新日：2016年6月1日

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント

代表取締役社長　松園　健
問合せ先：代表取締役副社長　管理本部長　服部　啓男
証券コード：2124
http://corp.jac-recruitment.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期安定的な株主価値の向上が会社経営の使命であると考えており、会社の永続的な発展のために、経営の透明性、健全性及び効率性を追求しております。また、当社は、タイムリーかつ正確な経営情報を開示すること、法令を遵守し、株主をはじめ顧客企業、求職者、従業員等ステークホルダーとの良好な関係を維持発展させることを図るために、コーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメントのコーポレート・ガバナンス基本方針」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。
http://corp.jac-recruitment.jp/ir/internalcontrol/policy.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
田崎　忠良	13,505,100	32.71
田崎　ひろみ	7,179,600	17.39
金親　晋午	4,238,700	10.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,161,600	5.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,115,500	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）	943,800	2.29
MSCO CUSTOMER SECURITIES	666,600	1.61
服部　啓男	635,100	1.54
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	471,600	1.14
CBLDN K I A FUND 136	436,178	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無	田崎　忠良、田崎　ひろみ
親会社の有無	なし

補足説明

当社は平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式を分割しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループが主に取り組んでいる人材紹介事業は、第三者であるクライアント企業と求職者の双方が合意して初めて、収益となる手数料をクライアント企業に請求できる仕組みです。このため、支配株主が自らを利する取引を一存で成立させることは困難であります。また、競業取引についても、独立役員で構成される当社監査役会が独立的な立場から監視に当たっております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
東郷　重興	他の会社の出身者											
加瀬　豊	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東郷　重興	○	該当事項はありません。	主に経営者としての豊富な経験等に基づき、妥当性・適正性を確保するための俯瞰的な視座から経営に参画していただくため。東京証券取引所及び当社が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
加瀬　豊	○	該当事項はありません。	主に経営者としての豊富な経験等に基づき、妥当性・適正性を確保するための俯瞰的な視座から経営に参画していただくため。東京証券取引所及び当社が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人から監査の方法と結果に関する報告を受け、相互の連携を図っております。また、内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、内部監査担当者及び監査役間で相互報告を行い、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下　実	他の会社の出身者													
伊藤　尚	弁護士													
横井　直人	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下　実	○	該当事項はありません。	長年にわたる経理、財務の業務を主として、管理部門業務全般について経験を重ねてきており、これまでの経験をいかして経営の監視・監査を行えるため。東京証券取引所及び当社が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
伊藤　尚	○	該当事項はありません。	弁護士としての法律的知見をいかし経営の監視・監査を行えるため。東京証券取引所及び当社が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
横井　直人	○	該当事項はありません。	公認会計士としての経理・財務に関する知見をいかし経営の監視・監査を行えるため。東京

			証券取引所及び当社が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

年間基本報酬は、報酬見直し時期の属する年度に委嘱する職務の範囲と難易度により、取締役会において決定しております。また、業績報酬につきましては、過去の成果、会社全体の業績を総合勘案して、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬限度額は平成27年３月25日開催の第28期定時株主総会において年額5億円以内(ただし使用人分給与は含まない)とご承認いただいております。今般、当社株式の株価上昇及び下落をも株主様と共有する仕組みにすることで業績向上及び株価上昇への意欲と士気を高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対して、上記の年額報酬額とは別枠の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を、年額１億5,000万円の範囲内で発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては取締役報酬細則に則って決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、常設の取締役会事務局が常勤取締役と変わらぬ情報提供を実施しております。また、当社の監査役は全て社外監査役であり、その実効性を確保するため、本報告書の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載した体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会と監査役制度を設け、この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。その具体的な内容は次のとおりであります。

取締役会は、取締役6名で構成されており、毎月１回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時の取締役会を開催することとしており、原則として取締役、監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。取締役会は、経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。

また、当社職務執行取締役、同部長・支店長で構成される毎週１回の事業推進会議と、当社職務執行取締役、グループ会社取締役で構成される毎月１回のグループ会社取締役会(株式会社シー・シー・コンサルティング)並びに毎月１回のグループ会社経営報告会(株式会社JAC International)を、当社代表取締役社長の統括の下に開催し、当社グループの経営上の重要事項に関して協議及び各種施策の決定をしております。

監査役は、常勤監査役及び非常勤監査役２名の計３名を選任しております。監査役３名は、いずれも会社法所定の社外監査役の要件を充たしております。毎月１回の監査役会を開催しており、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役相互の情報共有、効率的な監査に資する体制としております。また、当社は、平成28年12月期においては有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、会計監査業務を執行している

公認会計士の氏名は、以下のとおりであります。
・業務を執行している公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生、指定有限責任社員 業務執行社員 草野耕司
なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会の意思決定に際して、社外取締役及び監査役が取締役会に出席の上、第三者的な観点から助言・意見することによって経営監視を機能させております。また、監査役会、内部監査担当者及び会計監査人が適宜連携し、業務執行の状況を多角的かつ詳細に把握できる点などを総合的に勘案し、コーポレート・ガバナンスの有効性を適切に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会は例年、集中日を避けて開催するよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知(要約)を英文で提供しております。
その他	株主総会招集通知を当社IRサイトに掲載しております。 IRサイトのURLは、http://corp.jac-recruitment.jp/ir/であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針を当社IRサイトに掲載しております。 当該サイトのURLは、http://corp.jac-recruitment.jp/ir/disclosure/であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算発表(第2四半期、期末)後、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、業績及び今後の見通しについて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信並びに適時開示資料を当社IRサイトに掲載しております。 IRサイトのURLは、http://corp.jac-recruitment.jp/ir/であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIRを担当する部署(IR室)を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成20年度から、本業の社会貢献を地球の温暖化防止の貢献にもつなげるため、「PPP Project(One Placement Creates one Plant to save the Planet)」を実施しております。顧客企業が人材お一人を採用される毎に、インドネシアに苗木を一本植えております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針を当社IRサイトに掲載しております。 当該サイトのURLは、http://corp.jac-recruitment.jp/ir/disclosure/であります。
その他	当社は以下を会社の経営の基本方針として事業を推進してまいります。 当社の事業は、「人材紹介業」(Recruitment Consultancy)であります。企業が成長する為の人材ニーズにお応えすると同時に、求職者にとって就業意義・意識の改善の場となることを通じて、より洗練された社会に向け貢献していると考えております。 当社はこの基本的考えに基づき、常に以下のような企業目標を持って会社経営を行っております。 1. ハイクオリティを重視し、意識の高い仕事をすること 2. 企業、求職者両者の満足度が最高水準である仕事をすること 3. 常に改善、改革をスピーディーに行う会社であること 4. 常にプロフェッショナルを志し、利益率と利益成長率において優良会社として成長し続け、株主・顧客・従業員が満足できる「魅力的」な企業を目指すこと また、設備投資の少ない人材紹介事業においては、当期純利益の成長率が結果的にROE及びROAを向上させることになると認識し、これを最も重要な指標と位置づけております。 以上を通してあらゆるステークホルダーの方々に有益な還元を行っていく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、長期安定的な株主価値の向上が、会社経営の使命であると考えており、会社の永続的な発展のためには、適切な内部統制システムの構築が不可欠であるとの考えから、定期的かつ必要に応じた不断の見直しにより内部統制システムの改善に努め、経営の透明性、健全性及び効率性を追求してまいります。

＜内部統制システムの整備状況＞

当社グループは、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、業務規程、権限規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査機関として当社代表取締役社長直属の組織である監査室が、年度毎の内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。

内部統制システム構築の基本方針は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全従業者が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の経営及び業務活動の遂行において法令及び定款を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するために倫理規程を制定する。当社グループの全役職者は、倫理規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底を図る。

(2)当社グループの取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。

(3)当社のコンプライアンスの主管部署が当社グループのコンプライアンス体制の管理を統括する他、必要に応じて当社グループ各社が管理を行う。

(4)当社の監査役及び内部監査部門は、当社グループ各社におけるコンプライアンス体制の構築、運用の状況について、定期的に監査及び内部監査を実施する。

(5)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(6)当社グループは、法令違反行為に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護制度の運用に関し内部通報規程を制定するとともに、当社内に通報窓口を設置する。是正の必要があるときには、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。

(7)当社グループは、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループは、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、これらを適切に管理するため、各業務担当取締役はリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を確立する。

(2)当社は、子会社の損失の危険を適切に管理するため、子会社管理規程を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。

(3)当社グループの業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づいて、当社内部監査部門は当社グループ各社に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ当社の代表取締役社長を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会及びグループ会社経営報告会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2)当社は、経営戦略の浸透及び各部署の適時適切な現状報告を目的とし、各業務担当取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする幹部会議を定期的に行う。

(3)当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務権限規程等、当社グループ各社で諸規程を制定する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、倫理規程を定めるほか、当社グループ各社で諸規程を定めるものとする。

(2)当社グループは定期的に連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

(3)当社は、当社子会社の適正かつ効率的な運営を確保するため、子会社管理規程を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

7. 補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1)補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(2)監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮・監督及び人事異動・人事評価等に関する権限は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性及び補助使用人に対する指示の実行性を確保する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社グループの取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2)当社グループの全従業者は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。

(3)当社の内部通報の主管部署は、内部通報制度の通報状況について、速やかに監査役に対して報告を行うこととする。

(4)当社は、監査役へ報告を行った当社グループの従業者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全従業者に周知徹底する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、当社グループの取締役及び使用人は協力する。

(2)当社の代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
(3)当社の内部監査部門は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
(4)監査役は必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
(5)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「倫理規程」及び「内部統制システム構築の基本方針」に則り、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の経営及び業務活動の遂行においては関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを基本方針として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係排除に取り組んでいます。
・反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力との関係排除については、法令及び企業倫理に則った社員意識の向上が重要であるとの観点から、上記の「倫理規程」及び「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて策定した「取引ガイドライン」に関する社内研修を実施し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでいます。また、取引先企業に関しては、公益社団法人・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等とも連携を取りながら審査を実施しているほか、実際の取引にあたっては反社会的勢力の排除を盛り込んだ契約書・申込書、覚書を取り交わし、違反があった場合には即時の解約を可能としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■適時開示体制の概要

・適時開示に関する基本的な考え方
　当社では、株式会社大阪証券取引所の定める適時開示規則、および会社法、金融商品取引法などの関係諸法令に沿った情報開示を適時・適切に行うとともに、投資家の皆様の投資判断に影響を与えると思われる重要情報を積極的に、迅速かつ公平に開示いたします。
・適時開示に係る社内体制の状況
（1）情報の集約
　適時開示規則上開示しなければならない会社情報に該当あるいは該当する可能性のある情報の集約は、迅速に各部門より直接代表取締役社長及び情報開示担当役員まで伝達される体制を構築しております。
（2）情報開示の判定・実行
・適時開示情報については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則に従って開示いたします。
・決定事実に関する情報及び決算に関する情報については取締役会で決議の上、情報開示担当役員が速やかに開示いたします。
・発生事実に関する情報については、代表取締役社長及び情報開示担当役員が適時開示の要否を判断し、速やかに開示いたします。
・上記方法により決定した適時開示情報は情報開示担当役員の指示のもと、可能な限り迅速かつ広範にIR担当者が開示の手続きを取ります。当該情報に関して社外からのお問い合わせ等があった場合には、適時性や公平性を損なわない範囲で誠実に回答いたします。また、公表後、開示資料は遅滞なく当社ウェブサイトに開示いたします。

